

板橋区立板橋第二小学校 学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 学校の基本方針及び組織

(1) 学校いじめ未然防止等基本方針

いじめは、いじめをうけた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめはどの学級にも起こり得ることで、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように未然防止に努めるとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する、

○いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

*「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

*「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) いじめ防止対策組織

「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

①構成

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、なのはな学級（2名）、スクールカウンセラー、当該学年担任

②校内組織等の位置づけ

毎月1回、特別支援委員会の後に設置し、情報交換を行う。いじめが起きた場合は、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラーを中心に対応する。

③役割

・「学校基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認のため学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。

- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で「学校基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。

(3) 学校いじめ調査委員会

法第二十八条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、前項に示す「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校運営連絡協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により「学校いじめ調査委員会」（以下「学校調査委員会」という。）を設置し、調査を行う。

なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

(4) 学校におけるいじめ対策の措置

子どもからの相談に応じる者としての立場にある学校の教職員は、子どもからいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる子どもが在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。通報を受けたときその他当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該の子どもに係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、必要があると認めるときは、いじめを行った子どもについていじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた子ども等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

学校は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたとのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会並びに所轄警察署と連携してこれに対処するものとする。当該学校に重大事態（在籍する子どもの生命、身体又は財産に重大な被害）が生じるおそれがあるときは直ちに教育委員会並びに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

2 いじめ防止等に関する学校での取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・ 異学年で構成するたてわり班活動を通して、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話を設定する。
- ・ 学年集会等でのよい行いの表彰、「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動の積み重ねることで、一人一人を認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。
- ・ 協同学習、学習における自己評価力の向上、「いいところ探し」など認め合う場の設定し、学び合い認め合う授業による児童・生徒相互の温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ・ 子どもにSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーとモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。
- ・ 本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、学校支援地域本部や学校評議員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・ ふれあい月間（6月、11月、2月）のアンケート調査により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 朝の職員打合せなどの時間を活用した週1回の情報共有の場の設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ・ 学校対策委員会を毎月開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。
- ・ 各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった

- ・場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。
- ・ＳＣによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。

(3) いじめの早期対応のための取組

- ・いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

① 被害児童への対応及び支援

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達をおこなうことで、いじめの早期発見にもつながる。
- ・「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。ＳＣとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ・「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。
- ・被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場を設定し、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

② 加害児童への措置

- ・速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ・事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を加害児童に対して行う。
- ・いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。
- ・なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、学校対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

(4) 校内相談体制

- ・学校対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。

- ・ 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- ・ 「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びＳＣとの情報共有の場を設定する。
- ・ 個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手立て及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。
- ・ 日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

(5) 校内研修

- ・ 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に2回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」等を活用する。
- ・ アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。
- ・ ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的に実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

(6) いじめ防止等に係る年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4 月	・ 1年生を迎える会	・ いじめ防止基本方針確認 ・ 相談室、ＳＣ紹介	・ 保護者会
5	・ ＳＣ面接(5) ・ 移動教室(6)	・ 生活指導全体会（要配慮児童） ・ 教員自己申告	・ P T A総会 ・ 学校運営連絡協議会①
6	・ ふれあい月間① ・ 移動教室(5) ・ I T 教室「情報モラル」	・ 校長講話 ・ 学びのエリア研修	・ 道徳授業公開講座
7		・ 校内研修	
8			
9		・ 校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」	
10	・ 運動会 ・ 区民パレード(5)(6)		・ 学校運営連絡協議会②
11	・ ふれあい月間② ・ 地域清掃 ・ 展覧会	・ 校長講話 ・ 学びのエリア研修	

12	・創立 100 周年記念式典		
1	・中学校体験入学(6)		・学校関係者評価
2	・ふれあい月間③ ・6 年生を送る会	・校長講話 ・教員自己評価	・学校公開 ・学校運営連絡協議会③
3	・たてわり班お別れ会	・基本方針改善	
通年	・協同学習の導入 ・道徳教育 ・体験活動 ・分かる授業 ・たてわり班活動 ・あいさつ運動	・学校対策委員会 ・健康観察 ・S C 相談	・土曜授業プラン

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

(7) 保護者及び地域との連携及び啓発

- ・ 学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ・ 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ・ P T A や地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(8) いじめによる重大事態等への対処

- ・ いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。
 - ①重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ②学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
 - ③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・ 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ・ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(9) その他

- ・ 学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ等対策委員会の主導により P D C A サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。